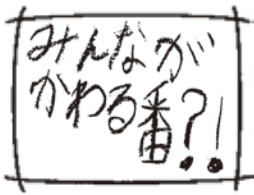


自治基本条例とまちづくり⑦



今回は、愛西市自治基本条例の前文をご紹介します。自治基本条例は、自治の最高規範であり、自主自立のまちづくりをするための最も基本的なルールを定めたものです。今回は、条例の構成について紹介します。



愛西市自治基本条例は、前回ご紹介した前文と8つの章で構成されています。それぞれの章には、以下の内容について定められています。

第1章 総則(第1条～第4条)

条例の目的、用語の定義、自治の基本的な考え方、自治の基本原則について書かれています。

第2章 各主体の権利、権限及び責務(第5条～第15条)

市民の権利と責務、市議会(議員)、市長の権限と責務、市職員の責務について書かれています。

第3章 コミュニティの形成(第16条～第22条)

市民や市がコミュニティの形成のためにすべきことが書かれています。

第4章 市政運営と市民参画(第23条～第36条)

市政運営の基本的な進め方と市政運営に対する市民参画のあり方について書かれています。

第5章 他の自治体等との連携(第37条)

広域的な課題解決に向けて、他の自治体等との連携や協力をする事について書かれています。

第6章 最高規範性(第38条)

自治基本条例を愛西市の自治の最高規範と位置づけることについて書かれています。

第7章 条例の運用と点検、検証(第39条、第40条)

条例の運用と点検、検証の方法について書かれています。

第8章 条例の改正(第41条)

自治基本条例を改正する場合は、広く市民の意見を聴くことについて書かれています。

今後も自治基本条例について紹介していきます。まちづくりについて一緒に考えていきましょう。

問 市民協働課 ☎(55)7113

お知らせ

暮らしに便利

あいさい見聞録

健康ガイド

スポーツ

イベント

子育て1・2・3

まちかどtopics



佐屋河原の地藏堂



名鉄日比野駅

芸術の秋、スポーツの秋、そして、読書の秋です。時は1634(寛永11)年、佐屋街道ができた頃、世は天下泰平の江戸時代、宮本武蔵など剣豪が武芸を競っていました。講談によると、伊賀出身の荒木又右衛門と熊本出身の山田真龍軒という鎖鎌の名手が佐屋の街で出会い、佐屋河原で決闘をしました。

時代は流れ、明治時代。柚木に生まれた日比野紋左衛門は、肥料製造の特許を取得し、日比野安全肥料株式会社を設立し、1908(明治41)年、柚木に工場を竣工しました。その頃、日比野家に養子となった日比野寛は、愛知一中(現旭丘高校)の校長となり、運動教育に力を入れてマラソン校長と呼ばれ、その後、マラソン指導の祖となります。

問 市観光協会 ☎(55)9993

あいさい見聞録  
その18 山田真龍軒と日比野寛

